

○総務省告示第三百六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第一百条第二項、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第三号及び基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）第八条の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百八十九号（電波法第百条第二項等に規定する電波の監視を行う場所に関する件）の一部を次のように改正し、令和六年十一月五日から施行する。

令和六年十月二日

総務大臣 村上 誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後								
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">緯度 経度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東経 一 二七度 四 一分 二六秒</td> <td style="text-align: center;">北緯 二 六度 一 三分 四 一秒</td> <td></td> </tr> </table>	〔略〕	所在地	緯度 経度	沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号			東経 一 二七度 四 一分 二六秒	北緯 二 六度 一 三分 四 一秒
〔略〕	所在地	緯度 経度							
沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号									
東経 一 二七度 四 一分 二六秒	北緯 二 六度 一 三分 四 一秒								
改正前									
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">〔同上〕</td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">緯度 経度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沖縄県那覇市旭町一番九号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東経 一 二七度 四 〇分 三 二秒</td> <td style="text-align: center;">北緯 二 六度 一 二分 三 九秒</td> <td></td> </tr> </table>	〔同上〕	所在地	緯度 経度	沖縄県那覇市旭町一番九号			東経 一 二七度 四 〇分 三 二秒	北緯 二 六度 一 二分 三 九秒	
〔同上〕	所在地	緯度 経度							
沖縄県那覇市旭町一番九号									
東経 一 二七度 四 〇分 三 二秒	北緯 二 六度 一 二分 三 九秒								